

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～(概要)

平成20年7月29日

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生き育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- ① 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- ② 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- ③ 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- ④ 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- ⑤ 厚生労働行政に対する信頼の回復

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

人口減少時代を迎える中で、健康現役社会を実現するため、いくつになっても安心して働ける環境整備を図るとともに、地域で希望を持ち健康で質の高い生活が送れるよう医療・介護・福祉サービスの充実を図る。

①知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備、経験を活かした新規事業の立ち上げ支援等

- 企業の雇用確保の対象年齢引上げ措置の定着 — 中小企業における65歳までの雇用機会の確保等に対する支援等(21年度要求)
- 定年後の処遇体系の見直し — 希望者全員65歳以上まで継続雇用する仕組みや柔軟な勤務時間の設定に係る支援(21年度要求)
- 65歳以上の高齢者の雇用支援の拡充 — 高齢者の雇入れや試行的雇用を行う企業への支援等(21年度要求)
- 「70歳まで働ける企業」支援の拡充 — 先端的な取組により高齢者が働きやすい環境を整備する企業に対する支援(21年度要求)
- 多様な就業による生きがい対策の推進等 — シルバー人材センター事業の充実、ふれあい広場(仮称)の推進等(21年度要求)
- 意欲ある高齢者の勤労促進のための年間関連措置の検討 — 在職高齢年金見直しの検討
- 高齢者多数雇用事業所に対する減税の検討(21年度税制改正要望)

②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療・介護・福祉サービスの充実や地域づくり

- 地域・家庭で療養を受けられる体制の充実 — 切れ目のない療養を支援するネットワーク構築、在宅医療の人材養成等(21年度要求)
- 認知症対策の充実 — 研究開発から医療、介護現場での連携・支援まで総合的な取組を行うプロジェクトの推進(21年度要求)
- 介護等の人材確保と雇用管理改善支援 — 潜在的有資格者等の参入支援、ハローワークの機能強化、雇用管理改善事業主に対する支援等(21年度要求)
- コミュニティでの生活支援と住環境の整備 — 孤立死防止のための全戸訪問調査、安心住空間創出プロジェクトの推進及びケア付住宅の整備促進(21年度要求)
- 高齢者の居住安定の確保 — 低所得の高齢者向け賃貸住宅の供給促進、自治体による計画的な高齢者の居住の安定確保を内容とする法案の次期通常国会提出の検討
- あるべき地域ケアの全体的な姿の提示 — 「安心と希望の介護ビジョン」(仮称)の策定(20年中)、療養病床の円滑な転換と地域ケア体制の円滑な整備を推進するための介護療養型老人保健施設の実態調査の実施等(20年度)
- 介護報酬等の見直し — サービス提供体制の改革と介護従事者の人材確保に資する適切な介護報酬等の設定(20年度中)

③その他

- 確定拠出年金見直し — 拠出限度額引上げ、企業型での従業員のマッチング拠出導入、個人型の対象者拡大(21年度税制改正要望)
- リバースモーゲージの普及促進 — 民間金融機関の住宅改良資金を対象とするリバースモーゲージへの信用補完(21年度要求)
- 高齢者等の住み替え支援 — 高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯に転賃する仕組みの普及促進(20年度)
- 高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減等 — 与党における持論を踏まえた対応

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。

①救急医療の確保、産科・小児科医療の確保、地域の中核病院の機能低下への対応等の課題に対して講ずべき方策

- 救急医療の充実 — 救急患者の受入れの多い医療機関等の支援、夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援、ドクターヘリ配備に対する支援の拡充、管制塔機能を担う医療機関の整備・人材の養成等(21年度要求)
- 医療機関と消防機関の連携強化 — 患者受入コーディネーターの配置、救急搬送・受入体制の実態調査の実施と検証(21年度要求)
- 産科・小児科医療の確保 — 地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援、女性医師・看護師等の離職防止・復職支援、院内助産所・助産師外来開設支援、出生数の少ない地域の産科に対する支援等(21年度要求)
- 公立病院改革 — 不採算地区病院、産科・小児科等に関する財政措置の検討等、各自治体の「公立病院改革プラン」の策定(20年度中)

②臨床研修病院の機能強化、病院・診療所のネットワーク化等医師不足に対して講ずべき方策

- へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援
- 「地域完結型医療」の推進 — 4疾病5事業に係る地域レベルでの医療連携体制の推進等(21年度要求)
- 医師養成数の増加 — 過去最大程度までの増員についての具体的な方策と新しい医師養成のあり方に関する検討(20年度中) 見直し
- 臨床研修制度の見直しと医師派遣機能の強化 — 臨床研修病院の指定基準の改正(20年度中)、地域の医療機関による医師派遣実施の支援(21年度要求)

③勤務医、看護師等の役割分担の見直し等勤務医の過重労働を緩和する方策

- 勤務医の勤務状況改善 — 短時間正規雇用等の導入支援、メディカルクラーク普及、医師と看護師等の業務分担と連携の推進(21年度要求)
- 特に業務負担の多い勤務医等の支援 — 夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援(再掲)、地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援(再掲)、へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援(再掲)(21年度要求)

④①～③を実施するために必要な環境整備(診療報酬体系の見直しや医療経営の近代化等)

- 医療リスクへの対応の支援 — 産科医療補償制度の創設(21年1月)、医療安全調査委員会設置法案(仮称)の国会提出
- 医療の「IT化・レセプトオンライン化、電子カルテ導入等、遠隔医療への支援、地域医療情報連携システムの実証事業(20年度事業)
- 地域医療確保、勤務医の負担軽減、サービス提供体制の改革を推進する観点から必要な診療報酬見直しの検討(21年度中)

⑤医療従事者と患者・家族の協働、安全対策と研究開発の推進等

- 医療従事者と患者・家族の相互理解、協働の推進 — 医療従事者と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成(21年度要求)
- 難病研究の推進 — 難治性疾患克服研究事業の対象疾病の拡大(21年度要求)
- 医薬品等の安全対策と研究開発の推進 — 安全対策の充実強化、革新的医薬品等の開発に係る研究資金充実等(21年度要求)

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実の乖離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等 (※)集中重点期間(平成20～22年度)の目標

- 1 保育サービス: 顕在化している待機児童数の解消を目指す。待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26% (※10年間で20% →38%)に引き上げる。
- 2 放課後児童クラブについても、サービスの提供を受ける児童の割合を32% (※10年間で19%→60%)とすることを目標とし、放課後児童クラブの緊急整備を行う。
※ これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要 (そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当て)

① 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅰ) ～認定こども園の抜本的改革

- 「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討(21年度要求)
- 国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進(21年度要求)
- 認定こども園の制度改革(20年度中に結論を得る)

② 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅱ) ～保育サービス等の拡充

- 待機児童が多い地域(首都圏、近畿圏、沖縄等)を中心とした保育所の緊急整備、分園の緊急整備(21年度要求)
- 延長保育の充実(21年度要求) ○病児、病後児保育の充実(21年度要求)
- 「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童クラブ等の設置促進(21年度要求) ○家庭的保育(保育ママ)の制度化のための児童福祉法等改正

③ 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援

- 一時預り事業等の拡充(21年度要求)
- 社会的養護体制等の拡充(21年度要求) ○障害児、発達障害者支援の充実
- 各種子育て支援事業等の制度化のための児童福祉法等改正 など

④ 兄弟姉妹のいる家庭等への支援

- 保育料の軽減の検討 ○育児・介護休業法の見直しの検討(子の看護休暇制度の充実)
- 兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所(20年度)、○住宅における支援(20年度) など

⑤ 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

- 税制改正の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討

⑥ 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組

②仕事と生活の調和の実現

- 「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進(21年度要求) ○仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成支援(21年度要求)
- 育児・介護休業法の見直しの検討(育児期の短時間勤務制度の近代化等) など

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

非正規労働者について、正規雇用との均衡処遇の確保、能力開発支援策の充実、日雇派遣など労働者派遣法制の見直し等の方策を講じ、非正規労働者が将来に希望を持ち、安心して働き、生活できる環境の整備を図る。

①非正規労働者の雇用の安定、社会保険の適用拡大等正規雇用と非正規雇用との均衡処遇の確保

- フリーター等正規雇用化プラン(仮称)の推進(一年長フリーター、30代後半の不安定就労者を重点にトライアル雇用制度の活用等による就職支援、若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進等(21年度要求))
- パートタイム労働者や有期契約労働者の待遇の改善(パートタイム労働者の正社員化、短時間正社員制度の導入に取り組む事業主に対する支援、フルタイム有期契約労働者の正社員化及び正社員と共通の処遇制度等を導入する中小企業の支援(21年度要求))
- 住居喪失不安定就労者の就労支援(住居喪失不安定就労者(インターネットカフェ等を起居の場とし、不安定な雇用状態に置かれている者等)に対する就労・生活・住宅に係る総合的な支援(21年度要求))
- 非正規労働者に対する社会保険の適用拡大(被用者年金一元化法案(継続審議中)の早期成立を目指すとともに、その後に更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討)

②非正規労働者の能力開発支援策の充実

- ジョブカード制度の整備(充実)一訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設、参加協力企業や訓練修了者を常用雇用する企業への支援(21年度要求)
- ニート等の自立支援の充実(地域若者サポートステーションの拡充、若者自立塾の訓練メニューの多様化等(21年度要求))
- サービス産業能力評価システムの構築、キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システムの開発等(21年度要求)

③日雇派遣など労働者派遣法制の見直し

- 労働者派遣法制の見直し(日雇派遣の規制など派遣労働者の待遇改善を図るための労働者派遣法改正案の臨時国会提出を目指し検討)
- 指導監督の徹底と安定就職に向けての支援(偽装請負・違法派遣の一掃のための指導監督の徹底、ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等の安定就職に向けての支援、職場定着指導の実施(21年度要求))

5

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

国民生活に身近な厚生労働行政について、国民の目線に立った行政を推進し、国民の理解を得、信頼を回復することが急務であることから、厚生労働行政全般を総点検し、その在り方を検討し、再構築を図る。

国民の目線に立った厚生労働行政の総点検

- 厚生労働省において、有識者・大臣等からなる厚生労働行政在り方懇談会(仮称)を立ち上げ、主な点検の方向性について整理し、改善策などについて議論
- 懇談会の議論は逐次、業務改善など具体的な動きに反映させ、一刻も早い信頼回復への具体化につなげる

※検討のイメージについて

厚生労働行政は、国民全てに関わる行政分野として、その関心も高く、それだけに期待・批判も大きい
・出生前から死亡後に至るまで、全ての国民の生涯にわたって関わりを持つ行政であること
・雇用・社会保険など、全ての国民の生活、生命・健康、生き甲斐に関わりを持つ行政であること
・急速な少子化、高齢化という社会保障を巡る厳しい環境の中、保障に必要な財源を確保しつつ、国民のニーズに的確に対応していくことが求められていること

以上を踏まえ、

- ・国民ニーズの把握・双方向性の確保、政策立案力の向上、国民への説明責任(行政の適正化)
- ・組織統治・管理の仕組み、情報管理体制、業務改善・効率化など(行政の正確性・効率性)
- ・問題解決型組織への転換など(行政の危機管理能力)

など、さまざまな角度・視点から議論いただき、逐次具体化

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」

〔平成20年12月24日
閣議決定〕

I. 景気回復のための取組

(1) 世界経済の混乱から国民生活を守り、今年度を含む3年以内の景気回復を最優先で図る。このため、政府・与党においては、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行うことを含め、当面、総額75兆円規模の景気対策(安心実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策)を着実に実施する。特に、景気後退の影響が大きい雇用、企業の資金繰り、生活者支援等の面で、様々な政策手段を適切に活用しながら、最大限の努力を傾注する。また、政府は日本銀行と一体となって適切な経済運営に万全を期す。

(2) あわせて、世界の潮流変化を先取りした経済成長の実現に向け、日本の底力を最大限に発揮させる成長戦略を具体化し、推進する。

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

安心強化の3原則

- 原則1. 中福祉・中負担の社会を目指す。
- 原則2. 安心強化と財源確保の同時進行を行う。
- 原則3. 安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

1. 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

(1) 「社会保障国民会議最終報告」(2008年11月4日)などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。

(2) 社会保障制度の財源(保険料負担、公費負担及び利用者負担)のうち、公費負担については、現在、その3分の1程度を将来世代へのつけまわし(公債)に依存しながら賅っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

(1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。

(2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賅うことを理想とし、目的とする。

このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2.に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に

必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賅うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

III. 税制抜本改革の全体像

経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の3原則

- 原則1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。
- 原則2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- 原則3. 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

1. 税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応

関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組を行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直

し、負担の適正化を検討する。

- (6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。
- (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。
- (8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

IV. 今後の歳出改革の在り方

歳出改革の原則

- 原則1. 税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続を大前提とする。
- 原則2. 経済状況好転までの期間においては、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。
- 原則3. 経済状況好転後においては、社会保障の安定財源確保を図る中、厳格な財政規律を確保していく。

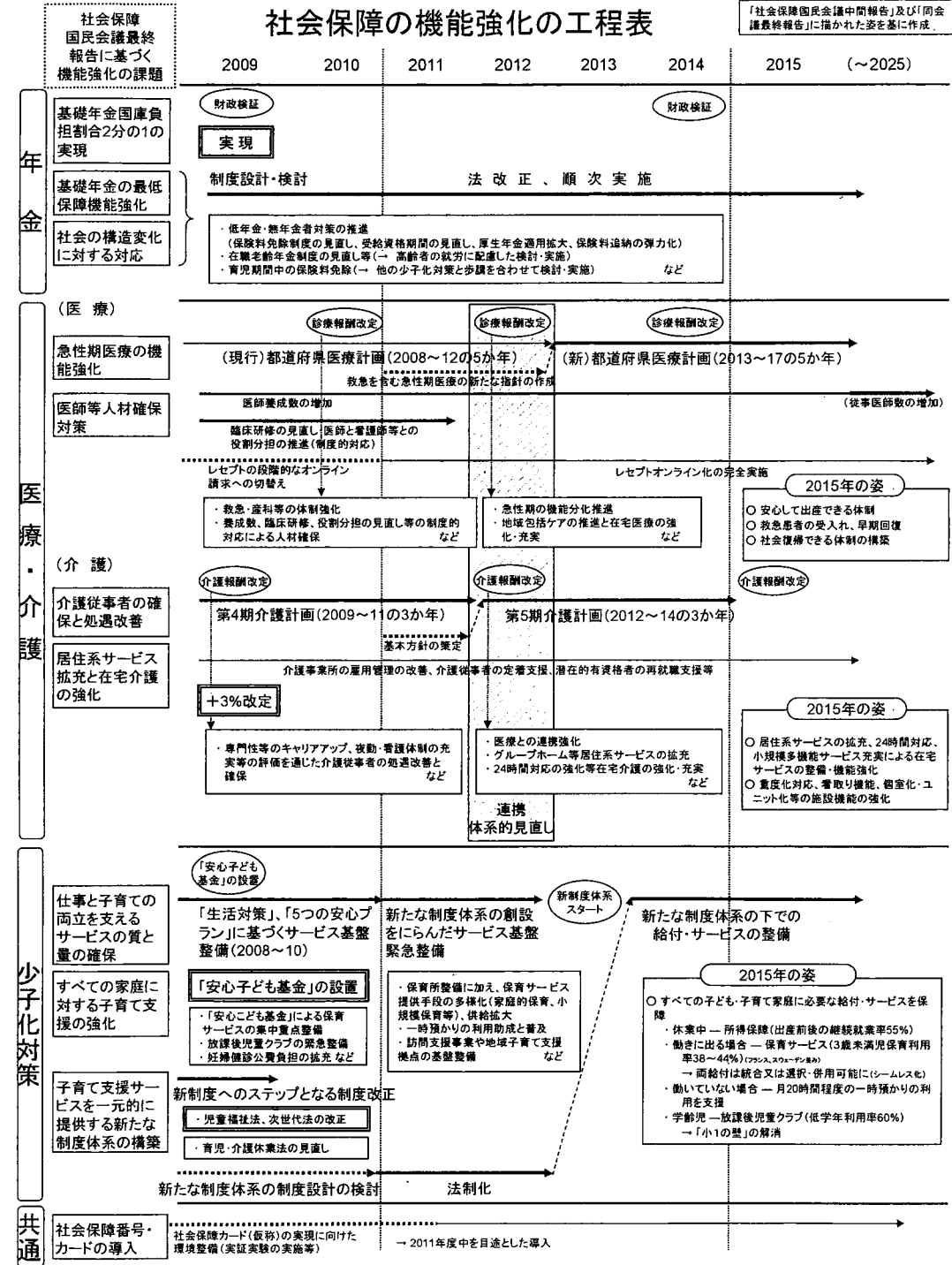
- (1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。
- (2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく。
具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本的方針の下にたゆまざる改革を実行することとする。

(社会保障部門)

- ・ 「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確

社会保障の機能強化の工程表

「社会保障国民会議中間報告」及び「国民会議最終報告」に掲載された姿を基に作成



保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト削減、給付の重点化等の効率化を進める。

(非社会保障部門)

- ・ 非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進める。

V. 中期プログラムの準備と実行

準備と実行に関する原則

- 原則1. 経済好転後の速やかな施行のために、税制抜本改革の実施時期に先立ち、制度的準備を整える。
- 原則2. 国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制抜本改革の道筋を立法上明らかにする。

(1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。

(2) 2009年度(平成21年度)の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。

(3) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、2004年(平成16年)年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009年度及び2010年度の2年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。なお、III. 1. (1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする措置を講ずるものとする。

(了)